

福井県警察の警察行政職員昇任候補者選考試験等に関する訓令

平成14年10月8日
福井県警察本部訓令第34号

改正

平成17年4月28日本部訓令第30号 平成19年3月27日本部訓令第17号 平成19年9月28日本部訓令第35号
平成26年7月10日本部訓令第34号 平成27年1月8日本部訓令第2号 平成28年3月29日本部訓令第43号
平成30年3月23日本部訓令第11号 令和元年8月28日本部訓令第25号 令和2年3月4日本部訓令第6号
令和3年4月1日本部訓令第19号 令和5年2月20日本部訓令第1号 令和6年3月15日本部訓令第15号

福井県警察の警察行政職員昇任候補者選考試験等に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の警察行政職員昇任候補者選考試験等に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、福井県警察の警察行政職員（以下「行政職員」という。）の昇任候補者の選考試験、その他昇任候補者の選考（以下「昇任候補者選考試験等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行政職員昇任管理委員会)

第2条 適正かつ公平な昇任管理を行うため、警察本部に行政職員昇任管理委員会（以下「委員会」という。）を置き、行政職員の昇任候補者選考試験等に関し審査を行い、昇任候補者を決定することを任務とする。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長には警察本部長を、副委員長には警務部長を、委員には警務部警務課長のほか、委員長が必要と認める者をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長を代理するものとする。

4 委員長は、昇任候補者選考試験等の審査を行うため必要があると認めるときは、適任者を選任し、委員会の事務を補助させることができる。

5 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(選考の方法)

第3条 福井県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令（令和2年福井県警察本部訓令第4号）別表中「人事管理上の職級」欄（以下「職級欄」という。）に掲げる課長補佐級及び係長級への昇任候補者の選考は、行政職員昇任候補者選考試験（以下「昇任選考試験」という。）により行う。

2 職級欄に掲げる室長級への昇任候補者選考については、別に定める。

3 職級欄に掲げる専門員及び主査への昇任候補者については、次の基準に従い、選考する。

(1) 専門員は、現に係長級の職を命ぜられている者又は係長級昇任選考試験に合格している者であって、勤務成績が優秀であり、かつ、実務経験が豊富な年齢44歳以上の者

- (2) 主査は、現に主事を命ぜられている者であって、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な年齢33歳以上の者
(選考の特例)

第4条 勤務成績が優良で、かつ、職級欄に掲げる課長補佐級又は係長級へ昇任させることが相当と委員長が認める者は、前条の規定にかかわらず昇任候補者とすることができる。

(昇任選考試験の種別)

第5条 昇任選考試験は、課長補佐級昇任選考試験及び係長級昇任選考試験とし、第一次試験及び第二次試験により行う。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、前項に規定する昇任選考試験の一部を省略し、又は昇任選考試験の内容を変更することができる。

(受験資格基準)

第6条 昇任選考試験の受験資格基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、在級年数又は勤務年数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 育児休業の期間は、当該育児休業の期間のうち1年を在級年数又は勤務年数に算入する。この場合において、当該育児休業の期間が1年未満のものについては、当該期間を在級年数又は勤務年数に算入する。
- (2) 休職、停職、病気休暇（30日以上連続のものに限る。）、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の期間は、在級年数又は勤務年数に含まないものとする。

2 前項の勤務年数については、次の各号に掲げる年数を加算することができる。

- (1) 職歴について、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和44年福井県人事委員会規則第14号）別表第4経験年数換算表により換算して得られる採用前の年数

- (2) 学歴について、採用区分が初級（同相当職を含む。）の職員は高校卒後、中級（同相当職を含む。）の職員は短大卒後、上級（同相当職を含む。）の職員は大学卒後の修学年数

(欠格事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず受験することができない。

- (1) 昇任選考試験に係る実施通知の発出日を基準として、過去1年以内に懲戒処分を受けた者
- (2) 採用前職歴が前条第2項各号に掲げる場合で、採用からの期間が昇任選考試験に係る実施通知の発出日を基準として、1年に満たない者（出向帰県者を除く。）
- (3) 第14条第3項の規定により昇任選考試験の受験資格を喪失している者
- (4) 降任した者で、降任事由消滅報告書が受理されていない者
- (5) 休職中の者
- (6) 年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇中の者
- (7) 育児休業中の者
- (8) 自己啓発等休業中の者
- (9) 配偶者同行休業中の者

(受験の手續等)

第8条 委員長は、昇任選考試験を実施しようとするときは、その種別、日時、場所その他必要な事項を所属長に通知するものとする。

2 昇任選考試験の受験資格者は、昇任選考試験に係る個人票（別記様式第1号。以下「個人票」という。）を所属長に提出するものとする。

3 所属長は、前項の規定により提出を受けた個人票について、意見を付した上、委員会に報告しなければならない。

4 委員長は、個人票に基づき受験者を決定する。

（第一次試験）

第9条 第一次試験は、書面審査とし、課題論文、勤務成績、個人票その他の事項を総合的に評定する。

2 前項の勤務成績は、福井県警察職員の人事評価に関する訓令（令和元年福井県警察本部訓令第29号）による過去3年間の勤務成績とする。

（第二次試験）

第10条 第二次試験は、第一次試験合格者に対して行う。

2 第二次試験は口述試験とし、幹部としての適格性について、人物及び能力を評価する。

3 口述試験の面接官は、課長補佐級昇任選考試験にあつては警察本部長、警務部長及び警務部警務課長とし、係長級昇任選考試験にあつては警務部警務課長及び警務部監察課長とする。ただし、委員長は、必要に応じて他の委員を面接官として充てることができる。

4 第二次試験の評定は、口述試験結果、技能資格及び表彰歴並びに第一次試験結果を併せて総合的に行うものとする。

5 前項に規定する技能資格及び表彰歴は、昇任選考試験実施年度の4月1日を基準とし、別表第3に該当する基準点の合計点数を、上限5点まで評価するものとする。ただし、その他本部委員長が認めるものについては、評価するものとする。

6 第二次試験の評定基準は、別表第4のとおりとする。

（合格者の決定）

第11条 委員会は、合議により昇任選考試験の合格者を決定するものとする。

（昇任候補者名簿の作成）

第12条 委員会は、合格者が決定した場合は、昇任候補者名簿（別記様式第2号）を作成するものとする。

（不正行為による合格の無効等）

第13条 委員長は、昇任選考試験において不正があつたときは、その全部又は一部を無効とすることができる。

2 委員長は、昇任選考試験の受験者が不正を行ったときは、その試験を中止し、又は合格を取り消すことができる。

3 前2項の不正を行った者は、不正発覚の日から2年間、昇任選考試験の受験資格を有することができない。

（合格の取消し）

第14条 委員長は、昇任選考試験に合格した者が懲戒処分を受けたとき、若しくは幹部としてふさわしくない非行があつたとき、又は心身の故障のため職務の遂行に支障があ

ると認められるときは、合格を取り消すことができる。

(細部事項)

第15条 この訓令の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成14年10月8日福井県警察本部訓令第34号)

この訓令は、平成14年10月8日から施行する。

附 則 (平成17年4月28日福井県警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成17年4月28日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日福井県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日福井県警察本部訓令第35号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。ただし、この訓令の施行の際、平成19年3月31日現在において、改正前の福井県警察の職員昇任候補者選考試験等に関する訓令第6条第1項に規定する受験資格を有していた者に対する受験資格については、改正後の福井県警察の職員昇任候補者選考試験等に関する訓令第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年7月10日福井県警察本部訓令第34号)

この訓令は、平成26年7月10日から施行する。

附 則 (平成27年1月8日福井県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日福井県警察本部訓令第43号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日福井県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月28日福井県警察本部訓令第25号)

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月4日福井県警察本部訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年3月16日から施行する。

(福井県警察の主査及び専門員に関する訓令の廃止)

2 福井県警察の主査及び専門員に関する訓令 (平成17年福井県警察本部訓令第9号) は、廃止する。

附 則 (令和3年4月1日福井県警察本部訓令第19号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月20日福井県警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和5年2月27日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日福井県警察本部訓令第15号)

この訓令は、令和6年3月21日から施行する。

別表第1（第6条関係）

課長補佐級昇任選考試験の受験資格基準

項目 採用区分	係長在級 年数	年齢及び勤務年数	基準日
上級	5年以上	年齢39歳以上かつ勤務年数15年以上	昇任選考試験 実施日の翌年度 の4月1日とす る。
中級		年齢40歳以上かつ勤務年数18年以上	
初級		年齢41歳以上かつ勤務年数21年以上	

※ 上・中・初級の採用区分には同相当職を含む。

別表第2（第6条関係）

係長級昇任選考試験の受験資格基準

項目 採用区分	年齢及び勤務年数	基準日
上級	年齢33歳以上かつ勤務年数6年以上	昇任選考試験実施日の 翌年度の4月1日とす る。
中級	年齢34歳以上かつ勤務年数8年以上	
初級	年齢35歳以上かつ勤務年数10年以上	

※ 上・中・初級の採用区分には同相当職を含む。

別表第3（第10条関係）

技能資格及び表彰歴の評価対象及び基準点

	評価対象	基準点		備考
技能資格	サイバー犯罪等対処能力検 定	中級	上級	1 英語検定については、財団法人日本英 語検定協会による実用英語検定資格のみ を対象とする。 2 TOEIC については、昇任選考試験実施 年度の4月1日前2年以内の最高得点を 評価の対象とし、550 点以上を2級、 750 点以上を準1級以上とみなす。
		1.0点	2.0点	
	英語検定	2級	準1級以上	
		1.0点	2.0点	
	指定通訳官	1.0点		
	情報処理能力検定	中級	上級	
		0.5点	1.0点	
	簿記(2級以上取得者)	1.0点		
	自動車整備士	1.0点		
情報処理技術者(応用情報 技術者以上取得者)	1.0点			
第一種衛生管理者又は衛生	1.0点			

	工学衛生管理者		
表彰歴	警察庁長官表彰	3.0点	1 昇任選考試験実施年度の4月1日前3年以内の表彰を対象とする。 2 同一の功労により複数の表彰を受賞したときは、最も高い基準点を加点することとし、重複して加点しない。
	中部管区警察局長表彰	2.0点	
	福井県警察本部長賞詞（永年勤続表彰を除く。）		
	福井県警察本部長賞誉	1.0点	
	福井県警察本部長即賞		
	警察庁課長以上の表彰		
	中部管区警察局部長以上の表彰		
	他の管区局、都道府県警察から授与される賞誉以上の表彰		
福井県警察本部長賞	0.5点		

別表第4（第10条関係）

第二次試験の評定基準

試験種別 \ 評定項目	口述試験	第一次試験	技能資格及び表彰歴
課長補佐級	60%	35%	5%
係長級	55%	40%	5%

様式省略